

第102号議案

建物の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市民保養所やちほの廃止に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、建物を譲渡するものであります。

建物の譲渡について

次のとおり建物を譲渡する。

1 建物の所在地、構造及び延床面積

- (1) 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡2049番地150
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造・地上2階・地下1階
- (3) 延床面積 3,121.76平方メートル

2 譲渡の相手方

神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207番地

株式会社フォレスト

代表取締役 石田 浩二

3 譲渡価格

10,000,000円

4 譲渡の理由

令和3年3月に策定した宿泊機能・サービスの今後の在り方に係る基本方針に基づき、市民保養所やちほを廃止することに伴い、運営を終了する令和6年度以降、当該施設を宿泊施設として有効に活用することができる民間事業者を公募により選定したため

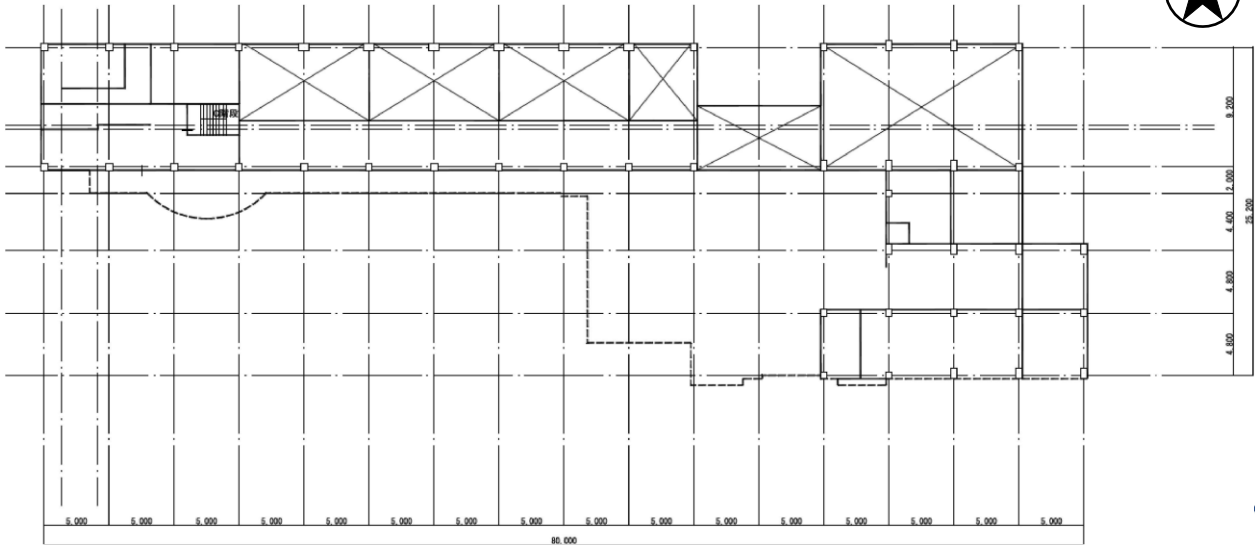
参 考

案 内 図

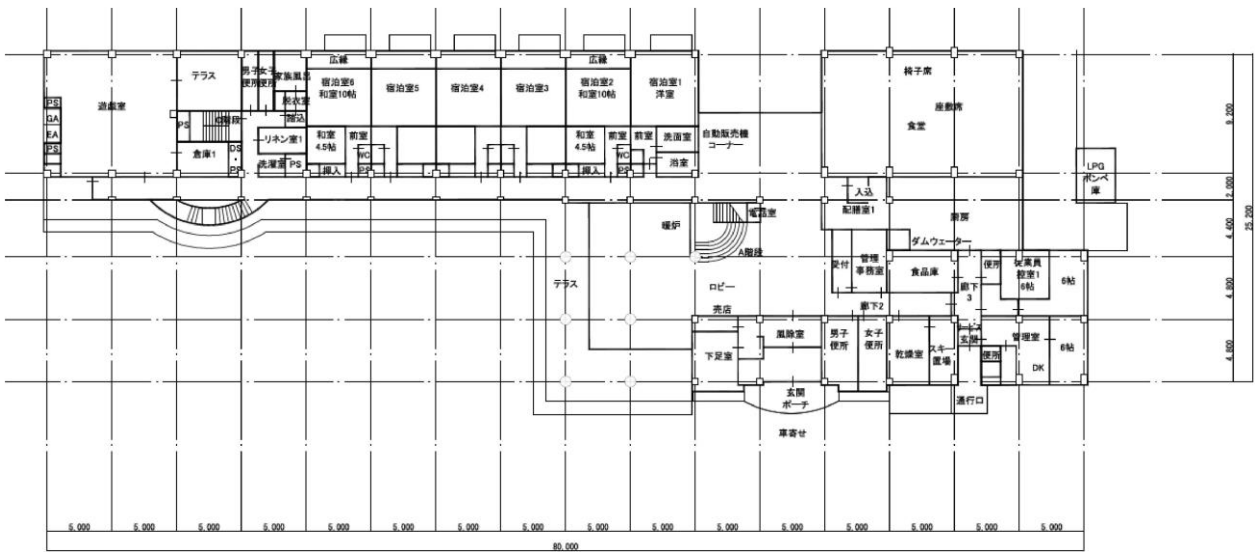
所在地：長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡2049番地150



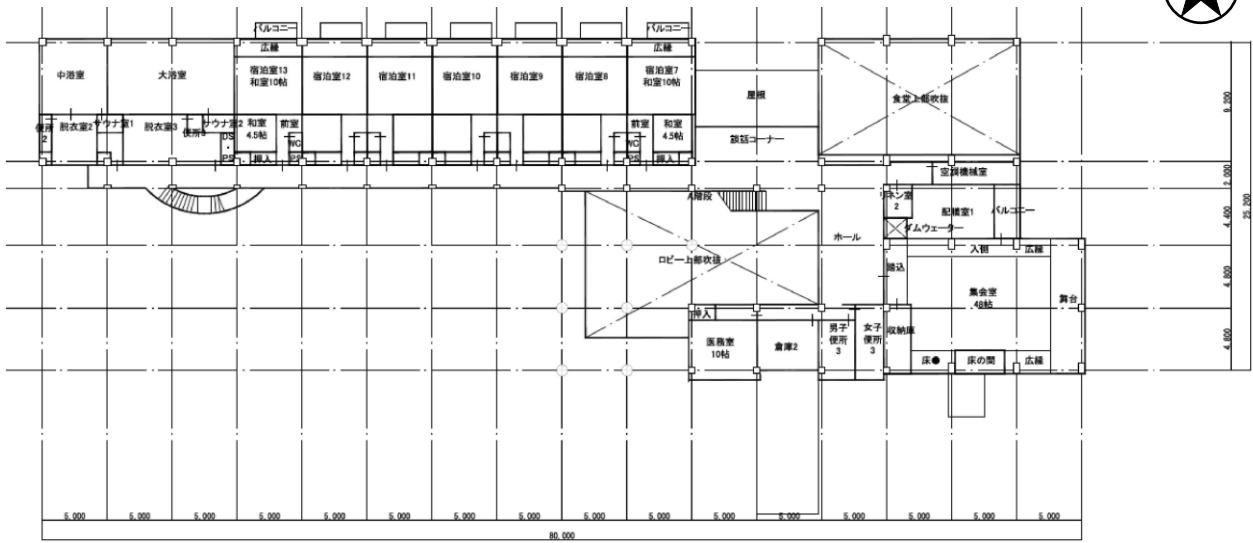
平面図



地下1階平面図



1階平面図



2階平面図